

製菓衛生師法（昭和四十一年法律第百十五号）第四条の規定によつて、製菓衛生師試験を次のとおり実施する。

平成二十五年三月十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 試験の日時

平成二十五年六月十一日（火） 午後二時から午後四時まで

二 試験の場所

広島国際会議場（広島市中区中島町一番五号）

三 試験科目

- 1 衛生法規
- 2 公衆衛生学
- 3 食品学
- 4 食品衛生学
- 5 栄養学
- 6 製菓理論及び実技

四 受験資格

次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 1 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十七条に規定する者であつて、厚生労働大臣の指定する製菓衛生師養成施設において一年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得したもの
- 2 学校教育法第五十七条に規定する者であつて、一年以上菓子製造業に従事したもの
- 3 製菓衛生師法の施行（昭和四十一年十二月二十六日）の際現に菓子製造業に従事している者（前各号に該当する者を除く。）であつて、菓子製造業に従事した期間が、この法律の施行の日において三年を超えているもの又はこの法律の施行の日後で三年を超えるに至つたもの

五 受験手続

1 受験願書の受付期間

平成二十五年四月一日（月）から平成二十五年四月二十五日（木）まで（受付時間は、午前八時三十分から午後五時まで）。ただし、土曜日及び日曜日を除く。

郵送等の場合は、平成二十五年四月二十五日までの消印があるものに限り受け付ける。

2 受験願書の提出先

受験願書は、次のいずれかの場所に提出すること。

- (一) 広島県健康福祉局食品生活衛生課（〒七三〇―八五一― 広島市中区基町一〇番五二号）
- (二) 広島市保健所食品保健課（〒七三〇―〇〇四三― 広島市中区富士見町一―番二七号）

- 因島総合支所健康推進課（〒七二二―二三九二 尾道市因島土生町七番地四）
世羅町健康保険課（〒七二二―一一九二 世羅郡世羅町大字本郷九四七番地）
福山市保健所総務課（〒七二〇―〇〇三二 福山市三吉町南二丁目一番二二号）
府中市市民生活部保健課（〒七二六―〇〇一一 府中市広谷町九一九番地三）
神石高原町保健課健康係（〒七二〇―一五二二 神石郡神石高原町小島一七〇一番地）
三次市市民生活課（〒七二八―八五〇一 三次市十日市中二丁目八番一号）
庄原市保健医療課医療予防係（〒七二七―八五〇一 庄原市中本町一丁目一〇番一号）

3 提出書類

- (一) 受験願書
- (二) 写真（出願前六か月以内に撮影した名刺型〔縦九センチメートル、横六・五センチメートル〕の無帽かつ正面上半身のもので、裏面に撮影年月日及び氏名を記入したものの）
- (三) 前記四１に該当する者は、当該施設において一年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得したことを証する書類
- (四) 前記四２に該当する者は、学校教育法第五十七条又は製菓衛生師法附則第三項に規定する者であることを証する書類及び菓子製造業従事証明書
- (五) 前記四３に該当する者は、菓子製造業従事証明書
- (六) 職業能力開発促進法施行令（昭和四十四年政令第二百五十八号）別表に掲げる検定職種のうち、菓子製造に係る一級又は二級の技能検定に合格した者で試験科目のうち製菓理論及び実技の免除を受けるものは、その技能検定に合格したことを証する書類
- 4 その他
- 視覚、聴覚、音声機能又は言語機能に障害を有する者で受験を希望する場合は、受験願書を提出する際に申し出ること。申し出た者については、受験の際にその障害の状態に応じて必要な配慮を講ずることがある。
- 平成二十三年以降の受験者は、受験票又は不合格通知書をもって、3(三)～(五)の書類に代えることができる。
- 受験願書の氏名と3(三)～(六)の書類及び受験票又は不合格通知書の氏名が異なる場合は、戸籍抄本又は謄本を添付すること。
- 受験手数料
九千四百円
- この手数料は、九千四百円に相当する額の広島県収入証紙を受験願書の所定欄に貼って納めること。
- 広島県収入証紙には消印をしないこと。
- なお、納付された受験手数料は返還しない。

次の1及び2の要件を満たす者は、この受験手数料を全額免除するので、受験願書と必要な書類のほかに、次の2の手帳とその写し（身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳は広島県の証明印のあるページの写し、戦傷病者手帳は発行者印のあるページと本人の氏名・現住所の記載のあるページの写し）を願書提出先へ持参すること（代理人の持参も可）

1 広島県内に住所がある者

2 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳又は戦傷病者手帳を所持する者

七 受験票の交付

受験票は、試験日の一週間前までに直接本人に送付する。

八 携行品

受験票及び筆記用具

九 合格者の発表

平成二十五年七月十一日（木）に広島県庁舎前の掲示場はその受験番号を掲示するとともに、広島県のホームページに掲載する。

あわせて、受験者全員に合格証書又は不合格通知を郵送する。

十 問合せ先

この試験についての問合せは、次のいずれかの場所に行うこと。

1 広島県健康福祉局食品生活衛生課（電話〔〇八二〕五二二―三二〇六〔ダイヤルイン〕）

2 広島市保健所食品保健課（電話〔〇八二〕二四二―七四一七）

広島市保健所東区分室（電話〔〇八二〕五六八―七七五二）

広島市保健所南区分室（電話〔〇八二〕二五〇―四一三六）

広島市保健所西区分室（電話〔〇八二〕五三二―一〇一七）

広島市保健所安佐南区分室（電話〔〇八二〕八三一―四五六三）

広島市保健所安佐北区分室（電話〔〇八二〕八一九―三九五六）

広島市保健所安芸区分室（電話〔〇八二〕八二二―二八二九）

広島市保健所佐伯区分室（電話〔〇八二〕九四三―九七六二）

大竹市保健介護課（電話〔〇八二七〕五九―二二四〇）

廿日市市保健センター（電話〔〇八二九〕二〇―一六一〇）

府中町生活環境部環境課（電話〔〇八二〕二八六―三三四二）

海田町福祉保健部保健センター（電話〔〇八二〕八二三―四四一八）

熊野町生活環境課（電話〔〇八二〕八二〇―五六〇六）

坂町保険健康課（電話〔〇八二〕八二〇―一五〇四）

呉市保健所生活衛生課食品衛生係（電話〔〇八二三〕二五―三五三七）

江田島市環境課衛生環境係（電話〔〇八二三〕四〇―二七六八）

安芸高田市保健医療課（電話〔〇八二六〕四二―五六三三）

安芸太田町住民生活課（電話〔〇八二六〕二八―二二一六）
北広島町保健課健康増進係（電話〔〇五〇〕五八―二一八五三）
東広島市福祉部健康増進課（電話〔〇八二〕四二〇―〇九三六）
竹原市市民健康課健康対策係（電話〔〇八四六〕二二―七二五七）
大崎上島町保健衛生課（電話〔〇八四六〕六二―〇三三〇）
三原市保健福祉部保健福祉課（電話〔〇八四八〕六七―六〇三七）
尾道市健康推進課（電話〔〇八四八〕二四―一九六二）
因島総合支所健康推進課（電話〔〇八四五〕二二―〇一二三）
世羅町健康保険課（電話〔〇八四七〕二五―〇二三四）
福山市保健所総務課（電話〔〇八四〕九二八―一六四）
府中市市民生活部保健課（電話〔〇八四七〕四七―一三二〇）
神石高原町保健課健康係（電話〔〇八四七〕八九―三三六六）
三次市市民生活課（電話〔〇八二四〕六二―六一三四）
庄原市保健医療課医療予防係（電話〔〇八二四〕七三―一五五）

十一 その他

郵送等によって受験願書などを請求する場合は、返信先の宛先を明記し、八十円切手を貼った返信用封筒を必ず同封すること。